

令和 8 年（2026 年） 9 月 2 4 日

姫路市教育委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 1 7 条の規定による諮問について（答申）

令和 8 年 7 月 2 2 日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市教育委員会が行った令和 8 年 5 月 2 5 日付け行政文書非公開決定（姫教委指令健
教第 2 2 号）についての審査請求

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

姫路市教育委員会（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和8年5月15日、審査請求人は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、別表に掲げる本件請求文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和8年5月25日、処分庁は、本件公開請求に対して、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することになるため、条例第9条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否する非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和8年6月7日、審査請求人は、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が提出した○年○月○日付け「意見書・提言書」及び○月○日付け追加資料（以下これらを「本件文書」という。）が同一地方公共団体である市民相談センターのシステム回答に引用・記録されていることから、到達・認知されていることは客観的事実であり、存在の事実が明白な状況で条例第9条を適用することは法条の過剰適用であり、違法かつ不当である。

3 弁明に対する反論

(1) 存否応答拒否の適用要件を欠く点（本件処分への反論）

本件文書が姫路市に到達し、組織的に保有されていることはすでに「公知の事実」であり、本件文書の存否を答えても直ちに特定の非公開情報が開示される余地はなく、条例第9条の適用要件を欠いているにもかかわらず同条を適用した本件処分は、法条の過剰適用（濫用）であり、違法・不当な処分と言わざるを得ない。

(2) 收受手続の形式的義務放棄と不作為の違法性（本件不作為への反論）

姫路市文書管理規則（原文ママ）は、外部から到達した文書について、その到達事実を形式的に收受簿に記録し管理することを一義的に義務付けている。市民相談

センターに到達し、それを基に公式回答が作成されている本件文書について、教育委員会が収受簿への記載や収受番号の通知といった形式的手続きすら履行していない事実は、規則違反であり、違法な不作為に該当する。複数回の収受状況の確認と督促を行ったが、遅延理由の説明を行うことなく、指定回答期限を徒過させたことは、行政手続上の説明責任の放棄であり、裁量権の著しい逸脱・濫用である。

(3) 「分掌事務」論による存在否定の違法性

「当該文書は本庁の分掌事務に属さないため回付の必要がなく、収受文書とならない」旨を主張するが、公文書の収受義務は「組織に文書が到達した客観的事実」の記録・保存を目的とするものであり、所管事務であるか否かによって、収受義務が消滅するわけではない。同一市組織内の市民相談センターが本件文書を明示的に引用・記録している以上、教育委員会が「自ら形式的収受を行わなかったこと」を理由（不作為の既得権化）にして、公文書としての「不存在」や「存否応答拒否」を断定することは許されない。

(4) 内部連絡の有無を巡る自己矛盾と適正手続の欠如

市長部局（市民活動推進課等）の弁明等において、「口頭での関係部署間の連絡や調整はあったが、記録は作成していない」と主張するが、客観的根拠を欠くものであり、実際に口頭連絡等が存在したのであれば、その内容を裏付ける記録（電話メモ、メール、協議メモ等）を組織として残すのが、通常の適正な行政手続である。これらを怠りながら、不存在を理由に開示義務を逃れようとすることは、「記録作成義務の放棄」を正当化するための循環論法であり、組織的怠慢の隠蔽である。

(5) 情報公開制度と公文書管理制度の趣旨侵害

情報公開制度は、行政の意思決定過程を市民に開示し、その適正性を市民が検証可能にすることを目的とする。「記録を作らない」「形式的収受を行わない」「都合が悪くなれば存否応答拒否で存在自体を隠蔽する」という不作為・脱法的手法を常態化させることは、情報公開制度を形骸化し、地方自治における透明性等を侵害するものであり、容認できない。

(6) 結論

弁明は、事実関係を誤認し、条例第9条の適用要件を欠くものであり、形式的収受手続の不履行等の不作為は、適正手続の原則に反し違法かつ不当であるから、本件処分取消し、本件文書に対する形式的収受手続の履行及び正式回答の作成・交付、行政不服審査法第35条等の規定に基づき審理の過程において当該事実関係を裏付ける客観的証拠の提出を処分庁（不作為庁）に命ずる、との裁決を求める。

4 意見書

姫路市教育委員会が○年○月○日付けで送達した裁決書により、本件文書の到達・受領事実を認定し、公表したこととなるため、存否応答拒否の前提事実が否定された。また、文書収受手続に関する指摘に対し、文書管理規程を「内部規程だから守らなく

てもよい」とする姿勢は、地方公務員法第32条（法令等遵守義務）に反し公文書管理制度の根幹を揺るがすものであり、条例第9条は行政の不手際やガバナンス欠如を覆い隠すための規定ではない。よって、本件処分の取消し、他の審査請求との一体的審理、及び実効性ある勧告を答申に含めることを要請する。

第4 諮問庁の説明要旨

- 1 本件処分は、処分庁が、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することになるため、条例第9条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したものである。
- 2 本件公開請求は、公開請求書の記載から、特定の個人を名指しし、該当する特定の個人が特定年月日付けで作成した本件文書を健康教育課宛に提出した場合において、処分庁が作成した文書等の公開を請求するものであり、その存否を答えることは、当該事実の有無を明らかにすることとなる。
- 3 情報公開制度は、公開請求者に対し理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、請求者の個別的事情や属性は、公開決定等の結論に影響を及ぼさない。したがって、審査請求人の主張する市民相談センターがシステム回答において本件文書の全文を引用・記録しているという個別的事情は、公開・非公開の決定に差異を設ける理由にはならない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び条例第9条該当性である。

2 条例の規定について

- (1) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めている。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公

務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開情報から除くことを規定している。

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報は非公開とすることを定めたものであるが、プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。そのため、個別事案に応じて本人にとっていかなる場合がプライバシーとして保護の対象とするかを判断するのではなく、本号では、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報は、個人に関する情報として原則非公開としている。

なお、「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、生年月日、思想、信条、身体的特徴、健康状態、経歴、所得、財産など個人に関する一切の情報をいう。

- (2) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定し、公開請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、その存否を答えることによって、条例第7条各号（非公開情報）の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合には、例外的に当該行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができるとされている。

本条が適用されるためには、①特定の者又は特定の事項、分野を限定して公開請求があった場合に、公開決定、部分公開決定又は非公開決定（当該行政文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することだけで、何らかの情報が明らかになること及び②当該明らかになる情報が条例第7条各号のいずれかに該当することの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

3 本件処分について

- (1) 本件公開請求は、公開請求書の記載から、特定の個人を名指しし、当該個人が処分庁宛に本件文書を提出した場合において、処分庁が作成等した行政文書を請求するものであり、その存否を答えることは、特定の個人が処分庁宛に本件文書を提出したという事実の有無に関する情報（以下「本件情報」という。）を明らかにすることとなる。

すなわち、本件請求文書の公開（部分公開を含む。）若しくは非公開又は不存在を答えることによって名指しされた特定の個人や限定された特定の事項に関する一定の事実の有無に関する情報が明らかになることから、上記2(2)①の要件に該当するものと解される。

- (2) 上記(1)で明らかになる情報すなわち本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第1号本文前段に該当する。

次に、条例第7条第1号ただし書該当性について検討すると、本件情報は、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報とはいえず、法令の規定や慣行により、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アには該当せず、同号ただし書ウに該当する事情も認められない。また、本件情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも公開することが必要であるとは考えられないことから、同号ただし書イに該当する事情も認められない。

以上により、本件情報は、条例第7条第1号に該当することから、上記2(2)②の要件に該当するものと解される。

- (3) 上記(1)及び(2)により、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した本件処分は妥当であるとする。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、市民相談センターがシステム回答において本件文書を引用・記録したこと、及び姫路市教育委員会が○年○月○日付けで送達した裁決書において本件文書の到達・受領事実を認定したことから、本件文書の存否を答えても非公開情報が公開されることはない等として、存否応答拒否の適用が誤りである旨を主張する。これは、本件情報が条例第7条第1号の非公開情報に該当しない旨の主張であると解されるところ、本件情報について、仮に、個別的な事情により特定の関係者のみが知ることができたとしても、そのことから、本件情報が、何人にも公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないのであり、本件情報の同号該当性は維持される。したがって、本件請求文書の存否を答えることは、条例第7条第1号の非公開情報である本件情報を明らかにすることとなるため、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当であり、審査請求人の主張は採用できない。

- (2) 審査請求人はその他種々主張するが、当審査会は処分庁の行った行政文書の公開請求に対する公開決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

別表

本件請求文書	○／○／○付提言書及○／○付資料（差出人：○○）に関し健康教育課保有の ①文書收受簿、起案・供覧記録一式 ②他部署（市民活動推進課・市民相談センター）への回付又は不回付判断が分かる記録（事務連絡・メモ等）
--------	--

	③当該件に関し他部署と行った協議記録、メール、事務連絡の写し ④「回答を差し控える」方針決定に係る起案・決裁文書、内部協議記録一式
--	---

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和8年7月22日	—	諮問書提出
令和8年8月21日	令和8年度第7回審査会	諮問説明、審議
令和8年9月16日	令和8年度第8回審査会	審議
令和8年9月24日	—	答申